

○厚生労働省告示第五十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十一条第九号ただし書並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月五日

厚生労働大臣 武見 敬三

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第一条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告

示第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改 正 後

第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

- 一 (略)
- 二 特別の療養環境の提供に関する基準

(一) (略)

(二) 特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定に係る病床に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあっては、当該承認に係る病床割合以下とする。

イスト (略)

(三) (略)

三〇十 (略)

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に記載されている医薬品（令和六年十月一日以降においては別表第1に記載されている医薬品を、令和七年四月一日

改 正 前

第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準

- 一 (略)
- 二 特別の療養環境の提供に関する基準

(一) (略)

(二) 特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定に係る病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百二十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあっては、当該承認に係る病床割合以下とする。

イスト (略)

(三) (略)

三〇十 (略)

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に記載されている医薬品（令和五年十月一日以降においては別表第1に記載されている医薬品を、令和六年四月一日

以降においては別表第2に記載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び別表第3に記載されている医薬品

以降においては別表第2に記載されている医薬品を除く。)並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び別表第3に記載されている医薬品

別表第1から別表第3までを次のように改める。



別表第1	第1部	内用薬	規格単位
品名	(あ)	アゼルニジピン錠 16mg 「タナベ」	16mg1錠
	アムロジピンOD錠 10mg 「フジ一」	10mg1錠	
	アムロジピン錠 10mg 「タナベ」	10mg1錠	
	アムロジピン錠 10mg 「フジー」	10mg1錠	
	(い)	イマチニブ錠 100mg 「テバ」	100mg1錠
	(え)	エルトリプタン錠 20mg 「フナイザ一」	20mg1錠
	塩酸アロピリン錠 20mg 「SW」	20mg1錠	
	(お)	オランザピン細粒 1% 「ヨシトミ」	1%1g
	(か)	カムシア配合錠HD 「武田テバ」	1錠
	カムシア配合錠LD 「武田テバ」	1錠	
	カリジノゲンナーゼ錠 50単位 「テバ」	50単位1錠	
	(ク)	カルベジロール錠 20mg 「タナベ」	20mg1錠
	クエチアピン錠 100mg 「ヨシトミ」	100mg1錠	
	クエチアピン錠 200mg 「ヨシトミ」	200mg1錠	
	クラリスロマイシン錠 200mg 「タナベ」	200mg1錠	
	クラリスロマイシンシロップ 10%小児用 「タナベ」	100mg1g	
	クロピドグレル錠 25mg 「タナベ」	25mg1錠	
	クロピドグレル錠 50mg 「タナベ」	50mg1錠	
	クロピドグレル錠 75mg 「タナベ」	75mg1錠	
	(せ)	セフジトレンピホキシル小児用細粒 10% 「OK」	100mg1g
	セフジトレンピホキシル錠 100mg 「OK」	100mg1錠	
	セシロキシブ錠 100mg 「フナイザ一」	100mg1錠	
	セシロキシブ錠 200mg 「フナイザ一」	200mg1錠	
	(た)	タムロシロニン塩酸塩カブゼセル 0.1mg 「武田テバ」	0.1mg1カブゼセル
		タムロシロニン塩酸塩カブゼセル 0.2mg 「武田テバ」	0.2mg1カブゼセル
		(て)	トネベジロニル塩酸塩OD錠 3mg 「タナベ」
トネベジロニル塩酸塩OD錠 5mg 「タナベ」		5mg1錠	
トネベジロニル塩酸塩OD錠 10mg 「タナベ」		10mg1錠	
トネベジロニル塩酸塩錠 3mg 「タナベ」		3mg1錠	
トネベジロニル塩酸塩錠 5mg 「タナベ」		5mg1錠	
(に)		トネベジロニル塩酸塩錠 10mg 「タナベ」	10mg1錠
(は)		乳糖 「ホエイ」	10g
(は)		ハロキセチン錠 5mg 「タナベ」	5mg1錠
ハロキセチン錠 10mg 「タナベ」		10mg1錠	
ハロキセチン錠 10mg 「テバ」		10mg1錠	
ハロキセチン錠 20mg 「タナベ」		20mg1錠	
ハロキセチン錠 20mg 「テバ」		20mg1錠	
パベンチン散 20% 「テバ」		20%1g	
(ひ)		ピオグリタゾン錠 15mg 「タナベ」	15mg1錠
ピオグリタゾン錠 30mg 「タナベ」		30mg1錠	
(ふ)		フラスカルアストロライシロップ 10% 「タナベ」	10%1g
フリガバリンOD錠 25mg 「フナイザ一」		25mg1錠	
フリガバリンOD錠 75mg 「フナイザ一」		75mg1錠	
フリガバリンOD錠 150mg 「フナイザ一」		150mg1錠	
(り)		フロピペリン塩酸塩錠 20mg 「タナベ」	20mg1錠
(れ)		硫酸アトロピン 「ホエイ」	1g
(ろ)		レボフロキサシン錠 250mg 「CE」	250mg1錠(レボフロキサシンとして)
(わ)		レボフロキサシン錠 500mg 「CE」	500mg1錠(レボフロキサシンとして)
レボフロキサシン錠 500mg 「タナベ」		500mg1錠(レボフロキサシンとして)	
第2部 注射薬			
品名	(あ)	アルガトロバン注射液 10mg 「SN」	10mg20ml1管
	(い)	1%塩酸メビバカイン注射液PB	1%5ml1管
	1%塩酸メビバカイン注射液PB	1%10ml1管	
	(え)	LH-RH注 0.1mg 「タナベ」	0.1mg1管
	塩酸メビバカイン注射液リンジ 0.5% 「N P」	0.5%10ml1筒	
	塩酸メビバカイン注射液リンジ 1% 「N P」	1%10ml1筒	
	塩酸メビバカイン注射液リンジ 2% 「N P」	2%10ml1筒	
	(て)	TRH注 0.5mg 「タナベ」	0.5mg1管
	(に)	2%塩酸メビバカイン注射液PB	2%5ml1管
	2%塩酸メビバカイン注射液PB	2%10ml1管	
	(ひ)	ヒトCRH静注用 100μg 「タナベ」	100μg1瓶(溶解液付)
	(り)	硫酸カナマイシン注射液 1000mg 「明治」	1g1管
	硫酸ストレプトマイシン注射用 1g 「明治」	1g1瓶	
(れ)	0.5%塩酸メビバカイン注射液PB	0.5%5ml1管	
0.5%塩酸メビバカイン注射液PB	0.5%10ml1管		
第3部 外用薬			
(ク)	グレルコン酸タロルヘキシジン液 20% 「ヤクハン」	20%10ml	
クロベタゾールプロピオン酸エステル軟膏 0.05% 「日医工」	0.05%1g		

品名	規格単位	品名	規格単位	品名	規格単位
(乙) ⑩ 50%塩化ベンザルコニウム液 「ヤクハシ」 (5)	10mL	⑩ エパールスタット錠 50mg 「アメル」 エビチナスチン塩酸塩 D S 小児用 1% 「トロー」 エビチナスチン塩酸塩 D S 1% 小児 用 「日医工」	50mg1錠 1% 1g 1% 1g	(さ) ⑩ サラゾスルフラペリジン錠 500mg 「日医工」	500mg1錠
⑩ フェンタニル 1 日用テープ 0.84mg 「明治」	0.84mg1枚	⑩ オキサトミド錠 30mg 「EMEC」 オパイリン錠 125mg オパイリン錠 250mg オルメサルタン O D 錠 20mg 「ア メル」 オルメサルタン O D 錠 20mg 「香 林」 オルメサルタン錠 20mg 「杏林」 オルメサルタン錠 20mg 「杏林」	30mg1錠 125mg1錠 250mg1錠 20mg1錠 20mg1錠 20mg1錠	(し) ⑩ ジラゼパム散 1% 「アメル」 ジエノゲスト錠 1mg 「MYL」 ジヒドロコチイソリン酸塩散 1% 「タケダ」 ジフロフロキサシン錠 100mg 「ト ロー」 ジフロフロキサシン錠 200mg 「ト ロー」 ジベトス錠 50mg ジメチコン内用液 2% 「カイゲ ジ」 重質炭酸マグネシウム 「日医工」 シンバスタチン錠 5mg 「EMEC」 シンバスタチン錠 10mg 「EMEC」 シンバスタチン錠 20mg 「EMEC」 シンバスタチン錠 20mg 「武田テ バ」	1% 1g 1mg1錠 1% 1g 100mg1錠 200mg1錠 50mg1錠 2% 1mL 10g 5mg1錠 10mg1錠 20mg1錠 20mg1錠
⑩ フェンタニル 1 日用テープ 3.4mg 「明治」	3.4mg1枚	(お) ⑩ オキサトミド錠 30mg 「EMEC」 オパイリン錠 125mg オパイリン錠 250mg オルメサルタン O D 錠 20mg 「ア メル」 オルメサルタン O D 錠 20mg 「香 林」 オルメサルタン錠 20mg 「杏林」	30mg1錠 125mg1錠 250mg1錠 20mg1錠 20mg1錠	(ず) ⑩ スバカル細粒 10% スマトリリダタン錠 50mg 「日医工」	10% 1g 50mg1錠
⑩ フェンタニル 1 日用テープ 5mg 「明治」	5mg1枚	(か) ⑩ カルチコール末 カルピステン錠 5mg カンデサルタン O D 錠 12mg 「E E」	1g 5mg1錠 12mg1錠	(せ) ⑩ セキコテ配合シロップ セブジニル細粒 10% 小児用 「日 医工」 セノシト顆粒 8% 「日医工」 センゾリ・重曹散 シオエ	10mL 100mg1g 8% 1g 1g
⑩ フェンタニル 1 日用テープ 6.7mg 「明治」	6.7mg1枚	(き) ⑩ キヤベンジノウ配合散 球形吸着炭カプセル 286mg 「日医 工」	1g 286mg1カプセル	(そ) ⑩ ソテピン細粒 50% 「ヨシトミ」 (た) ⑩ 耐性乳酸菌散 10% 「トロー」 ザイピン錠 1mg タムスロシン塩酸塩 O D 錠 0.1mg 「NIG」 タムスロシン塩酸塩 O D 錠 0.2mg 「NIG」	50% 1g 1g 1mg1錠 0.1mg1錠 0.2mg1錠
(あ) ⑩ アカルボース O D 錠 50mg 「NI G」 ⑩ アカルボース O D 錠 100mg 「NI G」 ⑩ アカルボース錠 50mg 「NS」 ⑩ アカルボース錠 100mg 「NS」 ⑩ アジスロマイシン錠 250mg 「N P」 ⑩ アジスロマイシン錠 250mg 「日医 工」 ⑩ アジスロマイシン錠 500mg 「日医 工」 ⑩ アトルバスタチン錠 10mg 「ア メル」 ⑩ アナストロゾール錠 1mg 「日医 工」 ⑩ アナストロゾール錠 1mg 「明治」 ⑩ アズレーヌ細粒 20% ⑩ アズレーヌ錠 100mg ⑩ アムバロ配合錠 「アメル」 ⑩ アムロジピン錠 10mg 「QQ」 ⑩ アレジオントライソロップ 1% (い) ⑩ イルファミクス配合錠 HD 「VTR S」 (え) ⑩ エバステル錠 5mg	50mg1錠 100mg1錠 50mg1錠 100mg1錠 250mg1錠 250mg1錠 500mg1錠 10mg1錠 1mg1錠 1mg1錠 20% 1g 100mg1錠 1錠 10mg1錠 1% 1g 1錠 5mg1錠	(こ) ⑩ エパールスタット錠 50mg 「ア メル」 エビチナスチン塩酸塩 D S 小児用 1% 「トロー」 エビチナスチン塩酸塩 D S 1% 小児 用 「日医工」 MDS コーワ錠 150 MDS コーワ錠 300 I - マントール 「ホエイ」 (お) ⑩ オキサトミド錠 30mg 「EMEC」 オパイリン錠 125mg オパイリン錠 250mg オルメサルタン O D 錠 20mg 「ア メル」 オルメサルタン O D 錠 20mg 「香 林」 オルメサルタン錠 20mg 「杏林」 オルメサルタン錠 20mg 「杏林」	50mg1錠 100mg1錠 50mg1錠 100mg1錠 250mg1錠 250mg1錠 500mg1錠 10mg1錠 1mg1錠 1mg1錠 20% 1g 100mg1錠 1錠 10mg1錠 1% 1g 1錠 5mg1錠	(ち) ⑩ チバセチン錠 2.5mg ⑩ チバセチン錠 5mg ⑩ チバセチン錠 10mg	2.5mg1錠 5mg1錠 10mg1錠

㊦	沈降炭酸カルシウム「ヨシダ」 (テ)	10 g							
	テアマリオンS錠 250 mg	250mg1錠							
	テイクアノン配合内用液	10ml							
	テカドロンエリキシル 0.01 %	0.01%1ml							
	テジレル錠 25	25mg1錠							
	テジレル錠 50 (ト)	50mg1錠							
	トネベジル塩酸塩OD錠 3mg 「モ チダ」	3mg1錠							
	トネベジル塩酸塩OD錠 5mg 「モ チダ」	5mg1錠							
	トネベジル塩酸塩OD錠 10mg 「モチダ」	10mg1錠							
	トネベジル塩酸塩錠 3mg 「テバ」	3mg1錠							
	トネベジル塩酸塩錠 5mg 「テバ」	5mg1錠							
	トネベジル塩酸塩錠 10mg 「テバ」	10mg1錠							
	トネベジル塩酸塩内服ゼリー 3mg 「NP」	3mg1個							
	トリクロールメチアジド錠 2mg 「日 医工」 (カ)	2mg1錠							
	ナフトピジル錠 50mg 「トーウ」	50mg1錠							
	ナフトピジル錠 75mg 「トーウ」	75mg1錠							
	ナルフラフィン塩酸塩カプセル 2.5mg 「日医工」 (カ)	2.5mg1カプセル							
	バキソカプセル 10	10mg1カプセル							
	バキソカプセル 20	20mg1カプセル							
	ハツカ水 「日医工」	10ml							
	ハツカ油 「日医工」	1ml							
	バルサルタン錠 80mg 「モチダ」	80mg1錠							
	バルサルタン錠 160mg 「モチダ」 (ウ)	160mg1錠							
	ピオグリタゾンOD錠 15mg 「V TRS」	15mg1錠							
	ピオグリタゾンOD錠 30mg 「V TRS」	30mg1錠							
	ピオグリタゾン錠 15mg 「サント S」	15mg1錠							
	ピオグリタゾン錠 30mg 「サント S」	30mg1錠							
	ピオグリタゾン錠 30mg 「VTR S」	30mg1錠							
	ピカルタミドOD錠 80mg 「明治」	80mg1錠							
	ピカルタミド錠 80mg 「明治」 (カ)	80mg1錠							
	フアムシクロピル錠 250mg 「VT RS」	250mg1錠							
	フエアストン錠 60	60mg1錠							
	フェキソフェナジン塩酸塩OD錠 60mg 「FFP」	60mg1錠							
	フェキソフェナジン塩酸塩錠 30mg 「アメル」	30mg1錠							
	フェキソフェナジン塩酸塩錠 60mg 「FFP」	60mg1錠							
	フェノバルビタール散 10% 「シ オエ」	10%1g							
	フェノバルビタール散 10% 「マ ルイシ」	10%1g							
	フェルムカプセル 100mg	100mg1カプセル							
	フドウ糖 「日医工」 (カ)	10g							
	ペハイト錠 4mg	4mg1錠							
	ペルコリド顆粒 0.025 % 「日医 工」	0.025%1g							
	ペンズプロロン細粒 10% 「K O」	10%1g							
	ペンズプロロン錠 50mg 「NM」 (カ)	50mg1錠							
	ホーリット散 10 %	10%1g							
	ホーリット錠 20mg	20mg1錠							
	ホーリット錠 40mg	40mg1錠							
	ミコエノール酸モフェチルカプ セル 250mg 「NIG」	250mg1カプセル							
	ミノプロロン酸錠 1mg 「NIG」	1mg1錠							
	ミリダシン錠 90mg (カ)	90mg1錠							
	メサラジン徐放錠 250mg 「JG」	250mg1錠							
	メサラジン徐放錠 500mg 「JG」	500mg1錠							
	メサラジン腸溶錠 400mg 「VTR S」	400mg1錠							
	メロキシカム錠 5mg 「EMEC」	5mg1錠							
	メロキシカム錠 10mg 「EMEC」 (カ)	10mg1錠							
	モノフロイン原末	1g							
	モノフロイン錠 100mg	100mg1錠							
	モルベス細粒 2 %	2%1g							
	モルベス細粒 6 %	6%1g							
	ラクトミン散 「イセイ」 (カ)	1g							
	ラフチジン錠 10mg 「VTRS」 (ウ)	10mg1錠							
	リシノプリル錠 20mg 「オーハラ」	20mg1錠							
	リスベリドノOD錠 2mg 「ヨシト ミ」	2mg1錠							
	リスベリドノOD錠 3mg 「ヨシト ミ」	3mg1錠							
	リスベリドノ細粒 1% 「日医工」	1%1g							
	リスベリドノ内用液分包 0.5mg 「日医工」	0.1%0.5ml1包							
	リスベリドノ内用液分包 1mg 「日 医工」	0.1%1ml1包							
	リスベリドノ内用液分包 2mg 「日 医工」	0.1%2ml1包							
	リスベリドノ内用液分包 3mg 「日 医工」	0.1%3ml1包							
	リセドロン酸 Na 錠 17.5mg 「杏 林」	17.5mg1錠							
	リセドロン酸 Na 錠 17.5mg 「サ ンズ」 (カ)	17.5mg1錠							
	レキサテルイ錠 1mg	1mg1錠							
	レキサテルイ錠 2mg	2mg1錠							
	レナルチン腸溶錠 100mg	100mg1錠							
	レボフロキサシン錠 250mg 「F」	250mg1錠(レボフロキサシンとして)							
	レボフロキサシン錠 250mg 「サン ズ」	250mg1錠(レボフロキサシンとして)							
	レボフロキサシン錠 250mg 「日医 工」	250mg1錠(レボフロキサシンとして)							
	レボフロキサシン錠 500mg 「サン ズ」	500mg1錠(レボフロキサシンとして)							
	レボフロキサシン錠 500mg 「日医 工」	500mg1錠(レボフロキサシンとして)							
	レミッチカプセル 2.5mg (カ)	2.5mg1カプセル							
	ロサルタンカリウム錠 25mg 「F FP」	25mg1錠							
	ロサルタンカリウム錠 50mg 「F FP」	50mg1錠							
	ロサルタンカリウム錠 100mg 「F FP」	100mg1錠							
	ロサルテルロ配合錠HD 「アメル」	1錠							

品名	規格単位
ロカルヒド配合錠HD「F F P」	1錠
ロカルヒド配合錠HD「モチダ」	1錠
ロカルヒド配合錠LD「アメル」	1錠
ロカルヒド配合錠LD「F F P」	1錠
ロカルヒド配合錠LD「モチダ」	1錠
第2部 注射薬	
(あ)	
アテラピン9号注1ml	1ml1管
アテラピン9号注2ml	2ml1管
アミカシン硫酸塩注射液100mg 「N i k P」	100mg1管
アミカシン硫酸塩注射液200mg 「N i k P」	200mg1管
アルブロスタジル注5μgシリンジ 「日医工」	5μg1ml1筒
(い)	
イオヘキソール300注20ml「H K」	64.71%20ml1瓶
イオヘキソール300注50ml「H K」	64.71%50ml1瓶
イオヘキソール300注100ml「H K」	64.71%100ml1瓶
イセパマイシン硫酸塩注射液 200mg「日医工」	200mg2ml1管
イセパマイシン硫酸塩注射液 400mg「日医工」	400mg2ml1管
イノレット30 R注	300単位1キット
イリノテカン塩酸塩点滴静注液 40mg「ホスベータ」	40mg2ml1瓶
イリノテカン塩酸塩点滴静注液 100mg「ホスベータ」	100mg5ml1瓶
(え)	
エボゾロステノール静注用「N I G」専用溶解液	50ml1瓶
エボゾロステノール静注用0.5mg 「N I G」	0.5mg1瓶
エボゾロステノール静注用0.5mg 「N I G」	0.5mg1瓶(溶解液付)
エボゾロステノール静注用1.5mg 「N I G」	1.5mg1瓶
エボゾロステノール静注用1.5mg 「N I G」	1.5mg1瓶(溶解液付)
(お)	
オザグレルNa点滴静注20mg 「F Y」	20mg2ml1管

オザグレルNa点滴静注40mg 「F Y」	40mg2.5ml1管
オザグレルNa点滴静注80mg 「F Y」	80mg5ml1管
オザグレルNa点滴静注80mg/ 200mlパック「F Y」	80mg/200ml1袋
オゼンピック皮下下注0.25mg S	0.25mg0.5ml1キット
オゼンピック皮下下注0.5mg S D	0.5mg0.5ml1キット
オゼンピック皮下下注1.0mg S D	1mg0.5ml1キット
オルガラン静注1250単位	1.250抗第Xa因子活性 単位1ml1管
(か)	
カビステン筋注50mg (き)	50mg1管
キンダリー透析剤3 D	3袋1組
キンダリー透析剤4 D	3袋1組
(く)	
グラニセトロン静注液1mg「N I G」	1mg1ml1管
グラニセトロン静注液1mg「日医工」	1mg1ml1管
グラニセトロン静注液3mg「N I G」	3mg3ml1管
グラニセトロン静注液3mg「日医工」	3mg3ml1管
グラニセトロン点滴静注液3mg「パツダ」 「日医工」	3mg100ml1袋
グリアマックケン注	200ml1瓶
グリアマックケン注	300ml1瓶
グリアマックケン注	500ml1瓶
(け)	
ゲムシタピン点滴静注用200mg 「S U N」	200mg1瓶
ゲムシタピン点滴静注用1g「S U N」	1g1瓶
献血ホリグロビンN10%静注 2.5g/25ml	2.5g25ml1瓶
献血ホリグロビンN10%静注 5g/50ml	5g50ml1瓶
献血ホリグロビンN10%静注 10g/100ml	10g100ml1瓶
(こ)	
コナールエフ皮下下注用75	75国際単位1瓶(溶解液付)
コナールエフ皮下下注用150	150国際単位1瓶(溶解液付)

(さ)	
ザルソロイオン静注10ml	10ml1管
ザルソロイオン静注20ml	20ml1管
(し)	
シチコリン注100mg/2ml「日医工」	5%2ml1管
シワルカン静注液50mg	0.1%50ml1瓶
シワルカン静注液100mg	0.2%50ml1瓶
シワルカン静注液200mg	0.2%100ml1瓶
シベリスタットナトトリウム点滴静注用100mg「F」	100mg1瓶
10%食塩注シリンジ「N I G」	10%20ml1筒
ジルチアゼム塩酸塩静注用10mg 「日医工」	10mg1管
ジルチアゼム塩酸塩静注用50mg 「日医工」	50mg1管
診断用アレルゲン皮膚内エキスを治療用アレルゲンエキスを皮下注「トリイ」ハウスタスト1:1,000 (す)	2ml1瓶
(せ)	
スベニールアズボ関節注25mg (せ)	1%2.5ml1筒
セフタジジム静注用1g「日医工」	1g1瓶
(そ)	
ソレドロン酸点滴静注液4mg/ 5ml「V T R S」	4mg5ml1瓶
ソレドロン酸点滴静注液4mg/ 100mlパック「V T R S」	4mg100ml1袋
(た)	
タゾピペ配合静注用2.25「日医工」	(2.25g)1瓶
タゾピペ配合静注用4.5「日医工」	(4.5g)1瓶
(ち)	
チトゾール注用0.5g	500mg1瓶(溶解液付)
注射用カタクロット20mg	20mg1瓶
注射用カタクロット40mg	40mg1瓶
注射用パニマイン100mg	100mg1瓶
治療用アレルゲンエキスを皮下注「トリイ」アカマツ花粉1:100	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスを皮下注「トリイ」アカマツ花粉1:1,000	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスを皮下注「トリイ」アカマツ花粉1:10,000	2ml1瓶

治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」アスベルギルス1:1,000	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」アルテルナリファ1:1,000	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」カンジダ1:1,000	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」カンジダ1:10,000	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」カンジダ1:100,000	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」カンジダ1:1,000,000	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」キヌ1:10	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」クラトスボリウム1:1,000	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」ソバ粉1:10	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」ソバ粉1:100	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」ハウスダスト1:10	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」ハウスダスト1:100	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」ペニシリウム1:1,000	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」綿1:10	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」綿1:100	2ml1瓶
治療用アレルゲンエキスパ皮下注「トリイ」綿1:1,000	2ml1瓶
プロキストロムトルファン臭化水素酸塩注射液5mg「日医工」	0.5%1ml1管
テラストアネロンエナント酸エステル筋注250mg「F」	250mg1ml1管
(ト)	
トセタキセル点滴静注20mg／1ml「EE」	20mg1ml1瓶
トセタキセル点滴静注80mg／4ml「EE」	80mg4ml1瓶
トブタミン点滴静注100mg「AFP」	100mg1管

ナーブブロック筋注2500単位	2,500単位0.5ml1瓶
(ナ)	
ノボラピット注 イノレット	300単位1キット
(ノ)	
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルNa静注用500mg「NIG」	500mg1瓶(溶解液付)
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルNa注射液100mg「NIG」	100mg1瓶(溶解液付)
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルNa注射液300mg「NIG」	300mg1瓶(溶解液付)
ヘルナミン筋注25mg	2.5%1ml1管
(ネ)	
フラーズトニン静注用1gバツグS	1g1キット(生理食塩液100ml付)
(ネ)	
フラーズトニン静注用1gバツグG	1g1キット(5%ブドウ糖注射液100ml付)
フリアルグラスチムBS注75μgシリンジ「NIG」	75μg0.3ml1筒
フリアルグラスチムBS注150μgシリンジ「NIG」	150μg0.6ml1筒
フリアルグラスチムBS注300μgシリンジ「NIG」	300μg0.7ml1筒
フアラゲミン静注5000単位／5ml	5,000低分子ヘパリン国際単位1瓶
フロスタルモン・F注射液2000	2mg2ml1管
(ヘ)	
ヘパリンNaロットク用10単位／mlシリンジ「SN」5ml	50単位5ml1筒
ヘパリンNaロットク用10単位／mlシリンジ「SN」10ml	100単位10ml1筒
ヘパリンNaロットク用100単位／mlシリンジ「SN」5ml	500単位5ml1筒
ヘパリンNaロットク用100単位／mlシリンジ「SN」10ml	1,000単位10ml1筒
ヘパレオ注射液5mg	5mg1瓶
ヘパレオ注射液10mg	10mg1瓶
(マ)	
マキサカルシトール静注透析用2.5μg「VTRS」	2.5μg1ml1管
マキサカルシトール静注透析用5μg「VTRS」	5μg1ml1管
MAGシンチ注	222MBq1筒
MAGシンチ注	333MBq1筒
MAGシンチ注	555MBq1筒

ミカフアンギンナトリウム点滴静注用25mg「日医工」	25mg1瓶
ミカフアンギンナトリウム点滴静注用50mg「日医工」	50mg1瓶
ミカフアンギンナトリウム点滴静注用75mg「日医工」	75mg1瓶
ミノイオン点滴静注用100mg	100mg1瓶
(ミ)	
メドレニック注射液	2ml1筒
(メ)	
モノフアリオン注200mg	10%2ml1管
(モ)	
リネゾリド注射液600mg「サワイ」	600mg300ml1袋
(リ)	
レベミル注 イノレット	300単位1キット
(レ)	
レボトミン筋注25mg	2.5%1ml1管
レボフロキサシン点滴静注バツグ500mg「NIG」	500mg100ml1キット
レボフロキサシン点滴静注バツグ500mg「日医工P」	500mg100ml1キット
レボフロキサシン点滴静注バツグ500mg「VTRS」	500mg100ml1キット
レボホリチナー点滴静注用25mg「F」	25mg1瓶
レボホリチナー点滴静注用25mg「日医工」	25mg1瓶
レボホリチナー点滴静注用50mg「日医工」	50mg1瓶
品名	規格単位
第3部 外用薬	
(オ)	
オキ黄色ワセリン(三恵)	10g
オフロキサシン点眼液0.3%「日医工」	0.3%1ml
(ク)	
クロモグリク酸Na点鼻液2%「トロー」	190mg9.5ml1瓶
(ケ)	
クトロフエン点眼液0.05%「日医工」	3.45mg5ml1瓶
(カ)	
酸化亜鉛「日医工」	10g

(シ)	ジクロフェナク Na テーゾ 30mg 「日医工」	10cm×14cm1枚
(タ)	タチオン点眼用 2%	2% 1ml
(ツ)	ソロゾテロール テーゾ 0.5mg 「日医工」	0.5mg1枚
(ト)	ソロゾテロール テーゾ 1mg 「日医工」	1mg1枚
(チ)	ドレニゾン テーゾ 4mg/cm ² トロソピン 経口・局所用液 5千「F」	(0.3mg)7.5cm×10cm 5.000単位5ml1瓶
(ハ)	バキソ軟膏 0.5%	0.5% 1g
(ニ)	バリエネラ HD 75%	75% 300ml1個
(ホ)	バリエネラ LC	30% 400ml1個
(ヘ)	バリエネラ 300	60% 300ml1個
(コ)	フェルビチナ クバツゾ 70mg 「NP」	10cm×14cm1枚
(ク)	フェルビチナ クバツゾ 70mg 「タイホカ」	10cm×14cm1枚
(ケ)	フルチカゾン点鼻液 25μg 小児用「日医工」 56噴霧用	2.04mg4ml1瓶
(キ)	フルチカゾン点鼻液 50μg 「Ni k P」 28噴霧用	2.04mg4ml1瓶
(ク)	フルチカゾン点鼻液 50μg 「Ni k P」 56噴霧用	4.08mg8ml1瓶
(コ)	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液 50μg 「D S P」 28噴霧用	2.04mg4ml1瓶
(カ)	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液 50μg 「日医工」 28噴霧用	2.04mg4ml1瓶
(キ)	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液 50μg 「日医工」 56噴霧用	4.08mg8ml1瓶
(ク)	フルルバンパツゾ 40mg	10cm×14cm1枚
(ケ)	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル点鼻液 50μg 「V T R S」	9.375mg7.5g 1瓶
(コ)	ヘパリン類似物質外用スプレー 0.3% 「V T R S」	1g
(カ)	ボビドンヨー卜外用液 10% 「V T R S」	10% 10ml

(シ)	ボビドンヨー卜カーグル 7% 「日医工」	7% 1ml
(タ)	モンタツクス外用液 1%	1% 1ml
(ツ)	モンタツクススプレー 1%	1% 1ml
(ト)	モクタル	10g
(チ)	モメタゾランソナルボン酸エステルクリーム 0.1% 「MYK」	0.1% 1g
(テ)	モメタゾランソナルボン酸エステル軟膏 0.1% 「MYK」	0.1% 1g
(ト)	モメタゾランソナルボン酸エステルローション 0.1% 「MYK」	0.1% 1g
(ハ)	ヨー卜チンキ 「日医工」	10ml
(ニ)	ラベンダー油	1ml
(ホ)	レボフロキサシン点眼液 1.5% 「NIG」	1.5% 1ml
(ヘ)	ロキソプロフェン Na テーゾ 100mg 「アメル」	10cm×14cm1枚

別表第3

品名	第1部 注射薬	規格単位
(ア) アミザイ卜静注		370MBq1瓶
(エ) F D G スキャン注		10MBq
(ウ) ビザミル静注		185MBq1瓶
(カ) フルデオキシゲルコース (18F) 静注 「FRI」		10MBq
(ク) 無水エタノール注 「V T R S」		5ml1管
(ケ) 無水エタノール注 「フソー」		5ml1管
品名	第2部 外用薬	規格単位
(ア) アイノフロー吸入用 800 p p m		

(オ)	オラネジン液 1.5% OR 消毒用アブリケータ 10ml	1.5% 10ml1管
(カ)	オラネジン液 1.5% OR 消毒用アブリケータ 25ml	1.5% 25ml1管
(キ)	オラネジン液 1.5% 消毒用アブリケータ 10ml	1.5% 10ml1管
(ク)	オラネジン液 1.5% 消毒用アブリケータ 25ml	1.5% 25ml1管
(ケ)	オラネジン消毒液 1.5%	1.5% 10ml
(コ)	オラネジン消毒液 1.5% OR	1.5% 10ml
品名	第3部 歯科用薬剤	規格単位
〔根管治療剤〕		
アンモニア銀液		
カルビタール		
キヤナルクリーナー 歯科用液 10%		
クリアエフジー		
クレオドン		1ml
サホライド・RC 液 歯科用 3.8%		
④ 歯科用アンチホルミン		
④ 歯科用ホルムクレゾール		1ml
④ 歯科用ホルムクレゾール 「村上」		
水酸化カルシウム		
ネオクリーナー 「セキネ」		
ペリオドン		
ホルマリン・グアヤコール F G 「ネオ」		
ホルムクレゾール F C 「ネオ」		
メトコール		
〔鎮痛・鎮静消毒剤〕		
キヤンフェニツク 「ネオ」		
クロロフェン		
サホライ卜液 歯科用 38%		
④ 歯科用カルボール		
④ 歯科用フェノール・カンフル		
村上キヤンフェニツク		
〔覆罩剤〕		
ネオザイン		
〔軟組織消炎剤〕		
クオール亜鉛液		

④ 歯科用ヨード・グリセリン
ネオグリセロール
ヨードグリコールパスタ「ネオ」
〔象牙質知覚過敏鈍麻剤〕
Fハニツシエ歯科用 5%

〔齲蝕抑制剤〕
ハトラー フローデゾンフオームA
酸性 2%
ハトラー フローデゾンフオームN
弗化ソーダ液

弗化ナトリウム液「ネオ」
フルオール液 歯科用 2%
フルオール・ゼリ一 歯科用 2%

2% 1g

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 予約に基づく診察</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) 原則として、予約診察を行う日時及び予約料をウェブサイトに掲載しなければならないものとする。</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>七 金属床による総義歯の提供に関する基準</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>(四) 原則として、金属床による総義歯に係る費用徴収その他必要な事項をウェブサイトに掲載しなければならないものとする。</p> <p>八 う蝕<small>しよく</small>に罹<small>り</small>患<small>り</small>している患者の指導管理に関する基準</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>(三) 原則として、当該指導管理に係る費用徴収その他必要な事項をウェブサイトに掲載しなければならないものとする。</p> <p>九 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給に関する基準</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>(三) 原則として、当該金属歯冠修復指導管理に係る費用徴収その他必要な事項をウェブサイトに掲載しなければならないものとする。</p>	<p>第三 療担規則第五条の四第一項及び療担基準第五条の四第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 予約に基づく診察</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>七 金属床による総義歯の提供に関する基準</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>八 う蝕<small>しよく</small>に罹<small>り</small>患<small>り</small>している患者の指導管理に関する基準</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給に関する基準</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>(新設)</p>

十 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に関する基準

(一) (三) (略)

(四) 原則として、眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内

レンズの支給に係る特別の料金その他必要な事項をウェブサイトに掲載しなければならないものとする。

第十の二 療担規則第二十条第三号ロ及び療担基準第二十条第四号

ロの厚生労働大臣が定める医薬品

第十第二号に規定する医薬品及び貼付剤

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働

大臣が定める場合

一 (略)

二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハー症候群(鰓弓異常症を含む。)、鎖骨頭蓋骨異形成、トリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイーデマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダー・ウイリー症候群、顔面裂(横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。)、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリツペル・トレノネー・

十 白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に関する基準

(一) (三) (略)

(新設)

第十の二 療担規則第二十条第三号ロ及び療担基準第二十条第四号

ロの厚生労働大臣が定める医薬品

第十第二号に規定する医薬品及び湿布薬

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働

大臣が定める場合

一 (略)

二 歯科点数表の第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハー症候群(鰓弓異常症を含む。)、鎖骨頭蓋骨異形成、トリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイーデマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴァンクレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダー・ウイリー症候群、顔面裂(横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。)、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリツペル・トレノネー・

ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイックラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症（クルーズン症候群及び尖頭合指症を含む。）、骨形成不全症、フリーマン・シエルドン症候群、ルビンスタイン・ティビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群（XXX症候群、XXXX症候群及びXXXXX症候群を含む。）、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群、線維性骨異形成症、スタージ・ウエーバ症候群、ケルビズム、偽性副甲状腺機能低下症、Ekman—Westborg—Julin症候群、常染色体重複症候群、グリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）、巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）、毛髪・鼻・指節症候群（Tricho—Rhino—Phalangeal症候群）、クリツペル・ファイル症候群（先天性頸椎癒合症）、アラジール症候群、高IgE症候群、エーラス・ダンロス症候群若しくはガードナー症候群（家族性大腸ポリポージス）若しくはその他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常又は三歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三（略）

第十二 療担基準第二十条第四号ハの処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合

一〜四（略）

五 血友病の患者に使用する医薬品（血友病患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）

六〜十三（略）

ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイックラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症（クルーズン症候群及び尖頭合指症を含む。）、骨形成不全症、フリーマン・シエルドン症候群、ルビンスタイン・ティビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群（XXX症候群、XXXX症候群及びXXXXX症候群を含む。）、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群、線維性骨異形成症、スタージ・ウエーバ症候群、ケルビズム、偽性副甲状腺機能低下症、Ekman—Westborg—Julin症候群、常染色体重複症候群若しくはグリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）、巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）、毛髪・鼻・指節症候群（Tricho—Rhino—Phalangeal症候群）若しくはその他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常又は三歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三（略）

第十二 療担基準第二十条第四号ロの処方箋の交付に係る厚生労働大臣が定める場合

一〜四（略）

五 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方箋を交付する場合

六〜十三（略）

附 則

この告示は、令和六年六月一日から適用する。ただし、第一条の規定は、令和六年四月一日から適用する。